

建築物等を解体、改造又は 補修するにあたって（届出対象外工事）

特定建築材料の使用有無の調査と遵守すべき事項について



改正大気汚染防止法が令和3年4月1日に施行され、石綿を含有する成形板や仕上塗材、パッキンなど、いわゆるレベル3建材も特定建築材料として規制が始まりました。また、令和4年4月1日から、一定規模以上の工事を対象に、事前調査を行った際は速やかに報告する必要があります。また、令和5年10月以降に建築物の解体等工事を行う際は、資格者等による事前調査が義務付けられます。

このパンフレットは法令に基づく届出が不要となる特定建築材料の除去作業にあたって、必要な措置について記載しています。大気汚染防止法の作業基準のほか、本市の指導基準等も遵守し、適切な作業をお願いします。

令和6年9月
横浜市みどり環境局

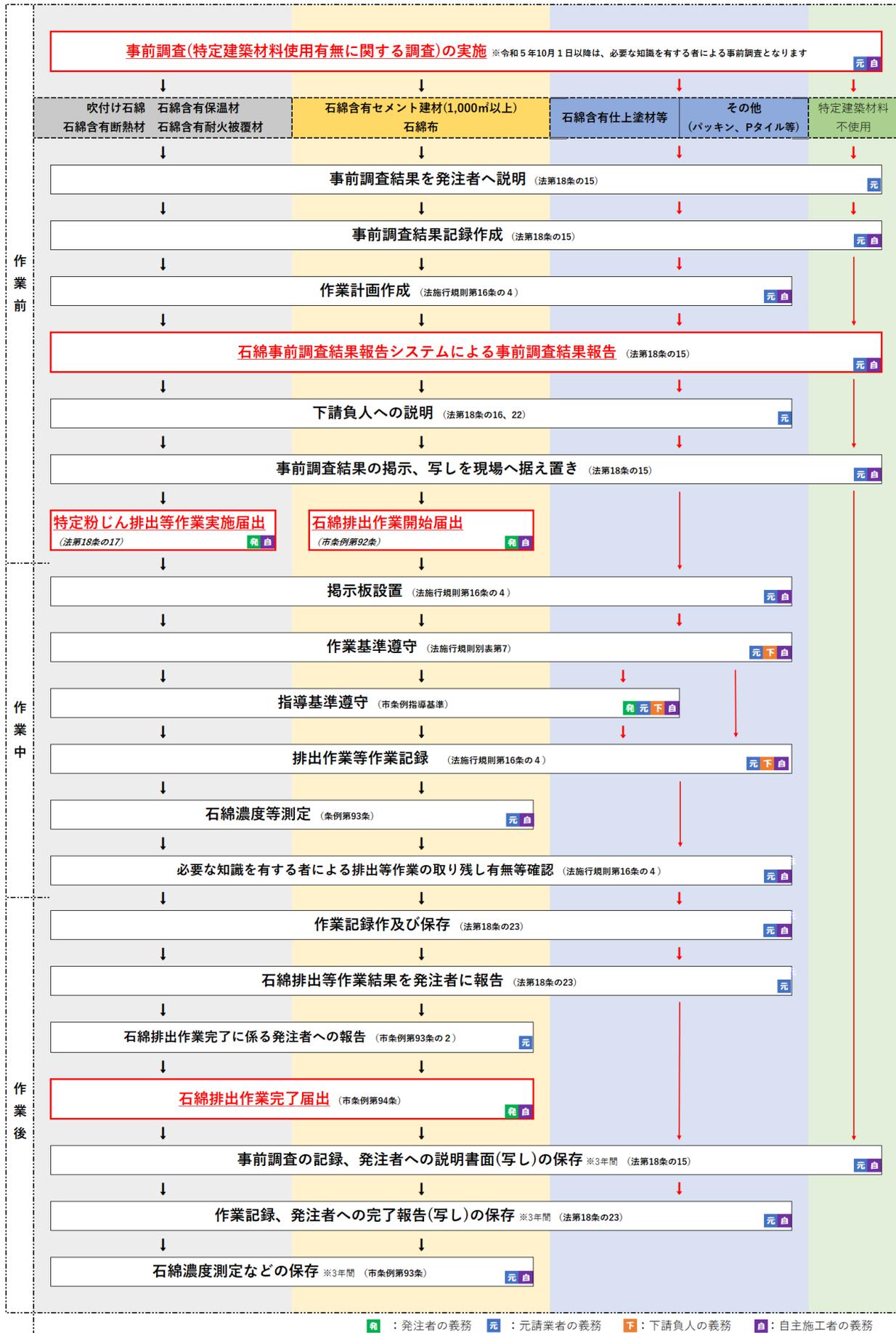
出典：目で見えるアスベスト建材（第2版）

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

目次

1	<u>解体等工事のフロー（本パンフレット該当部分は赤矢印）</u>	3
2	規制対象について	
(1)	<u>規制対象と届出区分について</u>	4
(2)	<u>特定建築材料の種類と例について</u>	5
3	事前調査について	
(1)	<u>元請業者・自主施工者の義務</u>	6
(2)	<u>発注者の義務</u>	8～7
4	事前調査結果の報告について	
(1)	<u>事前調査結果の報告対象</u>	8
(2)	<u>報告の方法</u>	8～9
(3)	<u>有資格者等による事前調査について</u>	9
5	作業基準の遵守について	
(1)	<u>作業計画書の作成</u>	10
(2)	<u>作業内容を記載した掲示板の設置</u>	10
(3)	<u>作業記録の保管</u>	11
(4)	<u>作業内容の確認</u>	11
(5)	<u>必要な知識を有する者※による確認</u>	11
(6)	<u>作業の種類ごとの作業基準について</u>	11～12
(7)	<u>石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準</u>	12
6	<u>特定工事の発注者等の配慮等について</u>	12
7	<u>作業の記録及び作業完了の報告について</u>	13
8	<u>その他の問い合わせ先</u>	14

建築物、その他工作物の解体、改造・補修作業に係る規制概要



発：発注者の義務 元：元請業者の義務 下：下請負人の義務 自：自主施工者の義務

(1) 規制対象と届出区分について

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料（以下、特定建築材料）を除去等する作業は**全て規制対象**となり、大気汚染防止法に基づく作業基準等を遵守する必要があります。また、特定建築材料の種類によっては大気汚染防止法又は横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に基づく届出が必要になります。届出に関してはパンフレット「アスベスト除去工事について」（下記 URL）をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/download.html>

根拠法令		届出区分		作業基準・指導基準等	
		大気汚染防止法	条例	大気汚染防止法	条例
特定建築材料 ^{※1}	吹付け石綿	○		○	○
	石綿含有断熱材等 (石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)	○		○	○
	石綿布		○	○	○
	石綿含有セメント建材（成形板に限る） (対象使用面積合計 1,000m ² 以上) ^{※2}		○	○	○
	石綿含有仕上塗材等 (石綿を含有する仕上塗材及び下地調整塗材)			○	○
	上記以外の特定建築材料			○	
作業の対象		建築物、工作物			
作業の内容		解体、改造・補修 ^{※3}			

※1 建築材料の製造又は現場調整の際に石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の含有率が 0.1 質量%を超えるものが規制対象となります。

※2 石綿含有セメント建材については、当該作業を施工する部分における使用面積の合計が 1,000m² 以上のものが届出対象となり、条例に基づく指導基準を遵守する必要があります。

※3 改造・補修とは、建築物等の解体を伴わない特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めをいいます。

(2) 特定建築材料の種類と例について

特定建築材料の種類と具体例を示します。

大気汚染防止法第 18 条の 17【特定粉じん排出等作業の実施の届出】又は条例第 92 条に基づく【石綿排出作業の開始の届出】が必要となる特定建築材料があります。

届出	特定建築材料の種類	建築材料の具体例
対 象	吹付け石綿	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材 など
	石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く。)	屋根用折板裏断熱材 煙突用断熱材 など
	石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く。)	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材 石綿含有水練り保温材 など
	石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く。)	石綿含有耐火被覆板 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 など
	石綿布	石綿含有キャンバス継手 など
	石綿を含有するセメント建材*	石綿含有スレート波板 石綿含有スレートボード 石綿含有住宅屋根用化粧スレート 石綿含有サイディング 石綿含有けい酸カルシウム板第一種 石綿含有押出成型セメント板 石綿含有セメント円筒 など
対 象 外	上記以外の特定建築材料	石綿含有ビニル床タイル 石綿を含有する仕上塗材 石綿含有シール材（ガスケット・パッキン等） 石綿を含有する接着剤 など

※ 使用の目的を問わず「材料」で規定されています。

※ 石綿を含有するセメント建材の対象使用面積の合計が 1,000㎡未満の場合、届出対象外です。

(1) 元請業者・自主施工者の義務

建築物等を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者又は自主施工者（請負契約によらないで自ら施工する者をいう。）は、その建築物等の部分に特定建築材料が使用されているか否かを事前に調査し、当該調査に関する記録を作成し、保存する必要があります。また、解体等工事の現場において、事前調査の結果を周辺住民等から見やすい位置に掲示し、事前調査に関する記録の写しを備え置く必要があります。また、元請業者は、事前調査の結果等を発注者に書面で説明し、書面の写しを保存する必要があります。

特定建築材料が使用されていない場合であっても全て必要となります。

事前調査の方法	(1) 設計図書等書面による調査及び目視による調査 (2) (1)の調査で明らかにならない場合は、分析による調査 (ただし、分析をせず石綿含有ありとみなすことも可)
発注者への説明事項	(1) 事前調査に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査の結果 ・ 事前調査を終了した年月日 ・ 事前調査の方法 (2) 特定工事に関する事項（特定建築材料が使用されているとき） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ・ 特定粉じん排出等作業の種類 ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・ 特定粉じん排出等作業の方法 ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ・ 元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
説明の時期	解体等工事の開始の日まで
事前調査に関する記録事項	(1) 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 解体等工事の場所 (3) 解体等工事の名称及び概要 (4) 事前調査を終了した年月日 (5) 事前調査の方法 (6) 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 (7) 解体等工事に係る建築物等の概要 (8) 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分 (9) 分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所並びに調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 (10) 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠
記録及び説明書面の写しの保存期間	解体等工事が終了した日から3年間

事前調査の結果を掲示する必要があります。

掲示位置	周辺住民等から見やすい位置
掲示方法	A3サイズ以上 の掲示板を設けること また、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法でも可とし、インターネットによる掲示内容の公開も推奨します。
掲示期間	解体等工事期間中
掲示事項	(1) 事前調査の結果 (2) 元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 事前調査を終了した年月日 (4) 事前調査の方法 (5) 建築物等の部分における特定建築材料の種類

【事前調査 掲示例】 必要事項が記載されていれば、この雛形でなくても構いません。

石綿含有仕上塗材等の除去等作業（届出非対象） ※掲示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注1} 石綿障害予防規則第3条第8項、大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>	
事業場の名称	〇〇〇〇解体工事
調査終了年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
看板表示日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
解体等工事期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 令和 〇 年 〇 月 〇 日
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 令和 〇 年 〇 月 〇 日
調査方法の概要（調査箇所）	
【調査方法】	書面調査、現場目視調査、分析調査
【調査箇所】	建築物全体（1階～2階）
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）	
【石綿含有あり】	外壁 仕上塗材 クリソタイル（分析） 軒天 けい酸カルシウム板第1種（みなし） 浴室 その他の建材（タイル目地）（分析）
【石綿含有なし】	○数字は右下欄の「その他の事項」を参照
外壁	窯業系サイディング ③
内壁	その他の建材（巾木） ②④
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法	
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	・石綿含有成形板等 けい酸カルシウム板第1種は原則原形手ばらして取り外し、切断・破砕する場合は、除去部分の周辺を養生し、湿潤化後最小限に行う。その他の建材については、湿潤化しながら手工具で除去を行う。 ・仕上塗材 剥離剤併用手工具ケレン工法で除去する。また、外周及び作業床床面を養生する。
使用する資材及びその種類	湿潤用薬液：〇〇〇〇、固化用薬液：〇〇〇〇、 隔離用シート（厚さ：床0mm、その他0mm）、養生テープ 等
備考	その他の条例等の届出年月日
発注者または自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇	
元請業者（工事の施工者かつ調査者） 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇	
現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所 〇〇〇〇株式会社 〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇〇〇 〇-〇-〇〇 分析を実施した者 ② 〇〇〇〇分析株式会社 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所： 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇	
事前調査・資料採取を実施した者 ① 一般建築物石綿含有建材調査者 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所： 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇	
その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注1 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注意1 令和5年10月1日から、必要な知識を有する者による事前調査を実施する必要があります。
 詳細はP8「資格者等による事前調査について」をご確認ください。

注意2 平成18年9月1日以降は石綿の新たな使用が禁止されていることから、書面等で平成18年9月1日以後に建設工事に着手したことが明らかな建築物等は、その後の書面による調査及び目視による調査は要しません。詳細は令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知「[大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について](#)」第3の2をご確認ください。

(2) 発注者の義務

事前調査の実施に当たっては、発注者の意向が大きく作用するため、当該調査が適切に実施されるよう、発注者は元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担し、当該調査に協力しなければなりません。

大気汚染防止法 抜粋

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第 18 条の 15 第 2 項 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

4 事前調査結果の報告について

(1) 事前調査結果の報告対象

一定規模以上の工事について事前調査を行ったときは、遅滞なく、その調査の結果を報告する必要があります。

【報告が必要な解体等工事】

工事の対象	工事の種類	報告対象
建築物	解体する作業を伴う建設工事 ^{※1}	解体部分の床面積の合計が 80m ² 以上
	改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 ^{※1}	請負代金の合計額 ^{※2} が 100 万円以上
工作物 ^{※3}	解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 ^{※1}	請負代金の合計額 ^{※2} が 100 万円以上

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3 対象となる工作物は、次のとおりです。(令和2年10月7日 環境省告示第77号)

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房施設、冷房施設、排煙設備等の建築設備を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備 (ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物に該当するものを除く。)

(2) 報告の方法

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。なお、報告者は、解体等工事の元請業者又は自主施工者となります。下請業者や分析調査を実施した者等ではありません。

【gBizID の取得方法】

<https://gbiz-id.go.jp/> へアクセスし、gBizID のアカウントを取得してください。gBizID のアカウントには、プライム、メンバー、エントリーという 3 種類のアカウントがあります。すべてのアカウント種類で石綿事前調査結果報告システムを利用することができますが、エントリーでは一部機能が制限されます。

○gBizID・石綿事前調査報告システムに関するお問い合わせ先

詳しくはこちら→

<電話番号> 0570-023-797

<受付時間> 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)



【石綿事前調査報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/> へアクセスし、事前調査結果の報告を行ってください。事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

- 石綿事前調査報告システム (システムの操作や不具合、意見、要望等に関する事項)
システムにログインし、お問い合わせフォームからお問い合わせください。
なお、システム操作に関する事項については、電話でも受付しています。

<電話番号> 050-2018-0061

詳しくはこちら→

<受付時間> 9:00~12:00、13:00~17:00
(土・日・祝日を除く)



(3) 資格者等による事前調査について

令和5年10月1日以降に建築物の解体等工事を行う際は、次の資格者等による事前調査が義務付けられました。資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。詳細や最新の登録講習機関情報は、[石綿総合情報ポータルサイト](#)をご確認ください。

- ・特定建築物石綿含有建材調査者 (特定調査者)
- ・一般建築物石綿含有建材調査者 (一般調査者)
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者 (一戸建て等調査者)
- ・令和5年9月30日以前に (一社) 日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

詳しくはこちら→



※令和5年10月1日以前に解体等工事に着手した場合でも、令和5年10月1日以降で新たに事前調査を行う際は、資格者等が行う必要があります。

また、令和5年10月1日以降に事前調査で石綿含有分析を行う際は、石綿則に基づき厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者 (令和2年厚生労働省告示第277号) に分析を依頼する必要があります。

- ・(公社) 日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」で A ランク、B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・(一社) 日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修 (建材定性分析エキスパートコース) 修了者」
- ・(一社) 日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験 (技術者対象) 合格者」
- ・(一社) 日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ・(一社) 日本繊維状物質研究協会の「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は特定粉じん排出等作業について、届出対象外の工事であっても作業基準を遵守する義務があります。

特定粉じん等排出等作業を実施する場合は、下記の項目を実行してください。

(1) 作業計画書の作成

元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した作業計画書を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行ってください。

- (1) 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 特定工事の場所
- (3) 特定粉じん排出等作業の種類
- (4) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (5) 特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (6) 特定粉じん排出等作業の方法
- (7) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- (8) 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- (9) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- (10) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(2) 作業内容を記載した掲示板の設置

元請業者又は自主施工者は、(1)で作成した作業計画書を基に、下記の内容を現場に掲示してください。

設置場所	周辺住民等から見やすい場所
設置期間	特定粉じん排出等作業期間中※
掲示板の大きさ	A3サイズ（縦横問わず）以上 また、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法でも可とし、インターネットによる掲示内容の公開も推奨します。
記載内容	(1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先 (3) 特定粉じん排出等作業の実施の期間 (4) 特定粉じん排出等作業の方法

※石綿含有仕上塗材等は作業を開始する3日前までに掲示

【大気汚染防止法 掲示板雛形例】石綿事前調査結果報告システムより出力できます。必要事項が記載されていれば、この雛形でなくても構いません。

石綿含有仕上塗材等の除去等作業（届出対象） ※掲示サイズは（縦420mm以上、横297mm以上）	
建築物等の解体等に関するお知らせ	
<small>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。*</small> <small>石綿障害予防規則第3条第8項、大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</small>	
事業場の名称	○●●○解体工事
調査終了年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
看板表示日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
解体等工事期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日～令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
石綿除去（特定粉じん除去）作業等の作業期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日～令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
調査方法	書面調査、現場目視調査、分析調査
調査箇所	建築物全体（1階～2階）
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断規模）	石綿含有あり 外壁 仕上塗材 クリソタイル（分析） 軒天 付いたがらウレタン樹脂1種（分析） 浴室 その他の建材（タイル目地）（分析） 石綿含有なし ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 内壁 鋼板鋼工ディング ① 内壁 その他の建材（木巾） ②④
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> その他 <small>石綿含有成形部等</small> <small>付いたがらウレタン樹脂1種は原則部材手ばらして取り外し、切断・破砕する場合は、除去部分の塵埃を発生し、湿潤化後狭小限に行う。その他の建材については、湿潤化しながら手工具で除去を行う。</small> <small>仕上塗材</small> <small>刷毛・刮削・圧入・手工具ケレン工法で除去する。また、外周及び作業床面を養生する。</small>
使用する資材及びその種類	湿潤剤薬液：○●●○●、固化剤薬液：○●●○●、 隔離用シート（厚さ：床0mm、その他0mm）、養生テープ 等
備考：その他の条列等の届出年月日	
事業場または自主施工者	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） ○●●○株式会社 代表取締役 ○● ○●
現場責任者氏名	○● ○●
連絡先電話番号	○●○-○●○-○●○●
石綿含有建材（特定建築材料）の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> その他 <small>石綿含有成形部等</small> <small>付いたがらウレタン樹脂1種は原則部材手ばらして取り外し、切断・破砕する場合は、除去部分の塵埃を発生し、湿潤化後狭小限に行う。その他の建材については、湿潤化しながら手工具で除去を行う。</small> <small>仕上塗材</small> <small>刷毛・刮削・圧入・手工具ケレン工法で除去する。また、外周及び作業床面を養生する。</small>
その他事項	調査結果の概要に赤字「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断規模を指す ①目視 ②空気計測 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注）工事に係る部分の床面積の合計が90㎡以上の建築物の解体工事、課税金額100万円以上の建築物の改修等工事の場合

(3) 作業記録の保管

元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存してください。

(4) 作業内容の確認

元請業者は、下請負人が(3)の記録を作成した場合、元請業者は(1)の作業計画書に基づいて工事が行われたか確認してください。

(5) 必要な知識を有する者[※]による確認

元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去の完了後、除去が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせてください。ただし、自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）が軽微な工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができます。

※ 必要な知識を有する者・・・事前調査を行わせる者（建築物石綿含有建材調査者講習修了者等）、石綿作業主任者

(6) 作業の種類ごとの作業基準について

【大気汚染防止法施行規則 第16条の4関係 別表第7】

一	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	(省略)
二	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）	(省略)
三	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
四	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの [※] にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。 ※石綿含有けい酸カルシウム板第1種

五	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
六	令第三条の四第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	(省略)

(7) 石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準（作業基準抜粋）

1	条例施行規則第70条の2第3号に規定する石綿布に係る作業	(省略)
2	条例施行規則第70条の2第4号に規定する石綿含有セメント建材に係る作業	(省略)
3	条例施行規則第70条の2第5号に規定する作業のうち石綿を含有する仕上塗材に係るもの	<p>法作業基準のほか、次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて石綿含有建築材料を除去する場合は、集じん装置付きのものを用いる場合を除く。は、石綿含有建築材料の除去を行う部分の周辺を事前にシート等で養生し、密閉性を確保すること。</p> <p>(2) 高圧水洗工法で石綿含有建築材料を除去する場合は、集じん装置付き高圧水洗工法とするか、作業場を事前にシート等で養生し密閉性を確保するとともに、廃水が流出及び地下浸透しないよう適切な措置を講ずること。なお、集じん装置付き高圧水洗工法で除去するときは、廃水が流出及び地下浸透しないよう床面を養生するなど適切な措置を講ずること。</p> <p>(3) 石綿含有建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制及び廃水の流出を防止するための処理を行うこと。</p>

※ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html も必ずご確認ください。

6 特定工事の発注者等の配慮等について

工事の作業内容は発注者からの注文に左右されるところが大きいため、発注者は元請業者が作業を適切に行えるよう、施工方法、工期、費用等の面で配慮を行うことが求められています。また、元請業者又は下請負人が、工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときについても配慮することが求められています。

根拠法令

大気汚染防止法 抜粋

第18条の16 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

2 前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。以下この条において同じ。）を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負った他の者（その請け負った特定工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「下請負人」という。）が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

元請業者は、作業が完了したときは、条例第 93 条の 2 に基づき、その結果を発注者に書面で報告するとともに、作業に関する記録を作成し、この記録及び報告書面の写しを保存する必要があります。

自主施工者も作業に関する記録を作成し、保存する必要があります。

発注者への報告事項	(1) 作業完了年月日 (2) 作業の実施状況の概要 (3) 除去が完了したことの確認を行った者の氏名及び必要な知識を有する者 [※] に該当することを証明する書類の写し
報告の時期	特定粉じん排出等作業が完了してから遅滞なく
記録事項	(1) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 (2) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 (3) 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (4) 特定工事の場所 (5) 特定粉じん排出等作業の種類 (6) 作業の期間 (7) 作業の実施状況 除去が完了したことの確認をした年月日、確認の結果（措置を講じた場合は、その内容を含む）及び確認を行った者の氏名 (8) 除去が完了したことの確認を行った者が、必要な知識を有する者 [※] に該当することを証明する書類の写し（自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）が軽微な工事を行う場合は必ずしも必要ではありません）
記録及び報告書面の写しの保存期間	解体等工事が終了した日から 3 年間

※ 必要な知識を有する者・・・事前調査を行わせる者（建築物石綿含有建材調査者講習修了者等）、石綿作業主任者

- 労働安全衛生法関係（石綿障害予防規則に基づくものについて）
 - 横浜南労働基準監督署
（管轄区域）中区、南区、磯子区、港南区、金沢区 045-211-7375
 - 鶴見労働基準監督署
（管轄区域）鶴見区（川崎南管轄の鶴見区扇島を除く） 045-501-4968
 - 川崎南労働基準監督署
（管轄区域）鶴見区扇島、川崎（川崎区、幸区） 044-244-1271
 - 横浜北労働基準監督署
（管轄区域）西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区 045-474-1252
 - 横浜西労働基準監督署
（管轄区域）戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区 045-332-9311
- 廃棄物処理法関係（石綿を含有する産業廃棄物を排出する工事の届出等）
 - 資源循環局事業系廃棄物対策課管理係 045-671-3446
- 建設リサイクル法関係（建物を解体する場合の届出等について）
 - 資源循環局事業系廃棄物対策課管理係 045-671-3446

横浜市みどり環境局大気・音環境課大気担当

住所：横浜市中区本町6丁目50の10

横浜市庁舎27階

電話：045-671-3843

FAX：045-550-3923

受付時間：月曜日～金曜日

8:45～12:00、13:00～17:15

（祝日、休日、12月29日から1月3日までの日を除く）

（ホームページ）各種様式等、掲示板の雛形がダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunvabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/taikiosen/tokutei/housekimen.html>

